

道野辺ドリームズ 規約

1. 総 則

- 1.1 本規約は「道野辺ドリームズ」の規約を定める。
- 1.2 「道野辺ドリームズ」は、創部1974年10月の新山野球部と1976年4月創部の大三ボーイズが合流した、道野辺小学校児童を中心とした学童野球チームである。
- 1.3 野球を通して小学生の健全な身体及び精神と、学年を越えた友達作り並びに地域の親睦をはかる事を目的とする。
- 1.4 鎌ヶ谷市少年野球連盟に所属する。
- 1.5 「道野辺ドリームズ」の事務所を代表宅に置く。
- 1.6 自然災害や新型ウィルスなどにより、活動に制限が発生した場合の対応を7.練習日の項に別途定める。

2. 組 織

- 2.1 下記の役員を置く。(役員を総称してスタッフと呼ぶことがある。)
ただし役員は、「道野辺ドリームズ」「父母会」および「OB部員」から役員会の推薦で選出する。

代表 1名

会長 1名

理事 1名

監督 1名

コーチ 必要とされる人数

マネージャー 1名

会計 1名

顧問 数名

その他必要とされる役員

- 2.2 代表は、「道野辺ドリームズ」を代表し、活動を総括する。
理事は、鎌ヶ谷市少年野球連盟の理事を務める。
監督は、練習・試合を統括する。
コーチは、監督を補佐し、役割を分担して部員の指導にあたる。
マネージャーは、学校の校庭使用に必要な申請に関する報告書をを提出するなどの役割を担う。また、チーム役員と父母会と協力し、チーム活動の円滑化を図る。
会計は、「道野辺ドリームズ」の経理業務を行う。
- 2.3 役員の内任期はボランティアなので特に定めない。

3. 役員会議

- 3.1 会議は必要に応じて代表及び監督が召集し、役員会議を開く事が出来る。

4. 部員及び見学・体験入部

- 4.1 部員は、鎌ヶ谷市の小学生及び未就学児で構成し、男女を問わない。
また、市外の小学生及び未就学児についても若干名の入部を受け入れる。
- 4.2 キャプテン・副キャプテンは“お別れ会”の時に監督が選出する。
社会情勢等により“お別れ会”が開催できない場合はその限りではない。
- 4.3 入部・・・“入部願い書”に必要事項を記入しマネージャーに提出する。
マネージャーは受け取った入部願い書を確認し、代表に提出する。
- 4.4 入部願い書はマネージャーが保管する。
- 4.5 卒部・・・6年生は、12月の“お別れ会”をもって、卒部とする。
社会情勢等により“お別れ会”が開催できない場合はその限りではない。
- 4.6 卒部した部員は、「道野辺ドリームズOB」とする。
- 4.7 休部・・・監督に休部の意向を伝え、休部となる。特に期間は定めない。
- 4.8 退部・・・監督に退部の意向を伝え、退部となる。再入部は拒まない。
- 4.9 見学・体験入部は随時受け付ける。見学や体験入部に上限回数は設けない。
- 4.10 ホームページ等による勧誘活動を行い、新規部員の加入を促進していく。

5. 会 計

- 5.1 「道野辺ドリームズ」の活動費は、部費をもって運営する。
- 5.2 部費は1か月1,000円とし、部員は、1月から6月分を2月末までに、7月から12月分を7月末までに、父母会費と共に、父母会会計に納める。
道野辺ドリームズ会計は、父母会会計より、2月(上期)と7月(下期)の年2回部費を受け取る。
- 5.3 2月の上期部費納入の時に、スポーツ保険掛け金も納める。(※9.保険の項 参照)
- 5.4 途中入部の場合は、入部の翌月から7月または12月までの部費を入部の翌月末までに、会計に納めること。(上期と下期どちらの期間内に入部したのかを判断すること)
- 5.5 休部、退部、または部の活動休止の場合、部費の返却をしない。
- 5.6 部費は役員・父母会と協議の上、改定する事ができる。
- 5.7 会計報告は、12月の最終活動日後に、会計報告書をメールまたはLINE等の連絡方法で道野辺ドリームズスタッフ、父母会に開示し、報告とする。

6. 父 母 会

- 6.1 部員の父母によって、運営する。
- 6.2 父母会の会長、会計は父母会の協議により選出する。
父母会費は1か月500円とし、部員は、1月から6月分を2月末までに、7月から12月分を7月末までに、部費と共に、父母会会計に納める。
父母会会計は、道野辺ドリームズ会計に、2月(上期)と7月(下期)の年2回部費を渡す。2月(上期)には、集金したスポーツ保険掛け金も、ドリームズ会計に渡す。
- 6.3 途中入部の場合は、入部の翌月から7月または12月までの父母会費を入部の翌月末までに、父母会会計に納めること。(上期と下期どちらの期間内に入部したのかを判断すること)
- 6.4 休部、退部、または部の活動休止の場合、父母会費の返却をしない。
- 6.5 父母会費は役員・父母会と協議の上、改定する事ができる。
- 6.6 会計報告は、次年度へと引き継ぐ時に、会計報告書をドリームズ会計と閲覧し報告とする。
- 6.7 卒部した部員の父母は、「道野辺ドリームズ父母会OB」とする。

7. 練習日

- 7.1 練習日は原則として、日曜日・祝祭日とする。
社会情勢等により必要な活動時間が確保できない場合など、土曜日に活動することがある。
- 7.2 練習場所は、道野辺小学校校庭及び鎌ヶ谷市スポーツ施設とする。
練習時間は、季節ごとに定める時間にて行う。ただし、試合等の都合で、集合時間の変更がある場合は、その都度連絡網等で通知をする。
- 7.3 練習、試合の予定は、父母会連絡網にて連絡する。
- 7.4 練習、試合の出欠は、チームの定める方法で出欠連絡をすること。
なお、当日の欠席は集合時間までに、監督に連絡すること。
- 7.5 自然災害、新型ウィルス、道野辺小学校の工事などの、活動を制限される事態が発生した場合
監督はスタッフと協議の上、鎌ヶ谷市少年野球連盟をはじめとする関係団体と連携し、
活動休止や、活動場所の確保などの対応をとる。なお、活動再開に際しては、
社会情勢などの現状を把握し、安全を確認した上で、再開する。

8. 公式戦

- 8.1 練習の成果として、以下の大会を公式戦とし参加する。
- (1) 鎌ヶ谷少年野球連盟主催の大会
- 4月 春季市民大会 5月 友遊ボール大会
7月 夏季大会・ジュニア大会 9月 秋季市民大会
11月 鎌ヶ谷警察署署長杯大会
- (2) その他の外部大会
- 例 鎌ヶ谷シニア杯 柏井リーグ など

9. 保 険

- 9.1 「道野辺ドリームズ」の役員・部員は、“財団法人スポーツ安全協会”の傷害保険に
加入する。ホームページ「<https://www.spokyo.jp/spoannet.html>」
- 9.2 部活動中のケガ・事故の補償は、“スポーツ安全保険協会”の「傷害保険」「賠償責任保険」より保険給付される。なお、保険給付以外の費用については、保護者が負担する。
- 9.3 保険期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし年間保険料は“スポーツ安全保険”の定める金額とする。
- 9.4 部員・役員は保険料を2月末までに納める。又途中入部の場合は、すみやかに納める。
- 9.5 “スポーツ安全保険”の手続きは、会計が担当する。

10. 個人情報の取り扱い

- 10.1 部員等より得た情報は、「道野辺ドリームズ」の活動以外の目的には使用しない。
- 10.2 活動において適法かつ適正な方法で個人情報を取扱う。
- 10.3 選手および父母、役員は道野辺ドリームズが行う広報活動に
おける写真掲載(ホームページや取材)に同意するものとする。
「道野辺ドリームズ」は広報活動にあたり、個人の人格や名誉に配慮する。

11. 規約の改正

11.1 この規約は、役員協議により改正することが出来る。

附 則

平成29年4月1日 実施

平成30年11月1日 一部改訂および実施

令和2年2月1日 一部改訂および実施

令和2年3月16日 一部改訂および実施

令和3年3月16日 一部改訂および実施